

訓練手当支給規則及び県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第99号

訓練手当支給規則及び県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(訓練手当支給規則の一部改正)

第1条 訓練手当支給規則(昭和41年岩手県規則第76号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。))及び職場適応訓練(以下「公共職業訓練等」と総称する。))を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。)</p> <p>(5)～(16) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。))及び職場適応訓練(以下「公共職業訓練等」と総称する。))を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。)</p> <p>(5)～(16) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年岩手県規則第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書に規定する日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行</p>	<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書に規定する日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行</p>

為とする。

(1) [略]

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為

(3)～(5) [略]

為とする。

(1) [略]

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為

(3)～(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。